

福島県浄化槽設置整備事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、市町村が生活排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置者に対し、設置に要する費用（単独処理浄化槽又はくみ取便槽を完全に撤去するのに必要な工事費用及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る設置工事に付帯して行う宅内配管を敷設するのに必要な工事費用を含む）及び故障した浄化槽の改築に要する費用を助成する事業とする。

(事業の対象地域)

第4条 この事業の対象地域は、次の（1）から（4）のいずれかに該当する地域とする。

（1）下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であつて、次のアからキのいずれかに該当する地域であること。

ア 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域

ウ 水道水源の流域

エ 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域

オ 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域

カ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

キ その他人口増加が著しい等上記地域と同等以上に生活排水対策を促進する必要があると知事が認める地域

（2）下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であつて、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。

ア 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域

イ 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域

（3）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域

（4）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の4第1項に基づく浄化槽処理促進区域

(事業対象の浄化槽)

第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条(1)から(4)のいずれかの地域に設置するものであって、次の(1)から(5)に該当する浄化槽とする。ただし、福島県高度処理浄化槽整備促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け23環保第172号福島県生活環境部長通知)第2条(1)に定める窒素・磷除去型浄化槽を除く。

- (1) 住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅(店舗兼住宅など)にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。
- (2) 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便所を使用していた建物(増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。)に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。
- (3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上であって、放流水のBODが 20mg/l (日間平均値)以下の性能を有するもの。
- (4) 処理対象人員が50人以下であるもの。
- (5) 既設浄化槽の改築については、災害に伴い必要となった浄化槽を改築する場合における改築に直接必要な次のア～オの設備の範囲、または市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合における改築に必要な次のア～カの設備の範囲に限る。

ア スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

イ その他の汚水処理設備

ウ 消毒設備

エ 脱臭設備

オ 換気、除じん等に必要な設備

カ その他本体設備

なお、「市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合」とは、「①市町村が定める浄化槽長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断されるものであること、②供用開始から7年以上が経過している浄化槽の改築であること、③改築事業の対象となる浄化槽について、市町村や法定協議会等の適切な関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じた設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること、④改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを同法第11条に基づく法定検査の結果等により確認していること」の全ての要件を満たすものであること。

(事業の対象とならない者)

第6条 この事業の対象とならない設置者は次のとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認申請又は浄

- 化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
ただし、当該住宅を購入し、かつ、当該浄化槽を維持管理しようとする者は対象者となることができる。
- (3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 浄化槽を継続的に使用しない者
- (5) 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者
- (6) 無登録又は無届出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置する者
(工事施工の確認)

第7条 市町村は、この事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認すること。

(維持管理体制の確保)

第8条 市町村は、この事業により設置された浄化槽の適正な維持管理を確保するため、浄化槽法第7条及び第11条検査の徹底を図るとともに、保守点検、清掃の結果を徴収するなどして維持管理の指導を行うこと。

- 2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費に対する交付金の交付に際しては、浄化槽法第7条、第11条に基づく法定検査に関して、その検査依頼書の添付を求めること。

(水環境保全の啓発)

第9条 市町村は、公共用水域の水環境を保全するため、広報誌やホームページ等を活用し、この事業の実施等により単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促すための啓発を行うこと。

(経費の負担)

第10条 知事は、市町村がこの要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に定める「福島県浄化槽整備事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成3年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月12日から施行し、平成7年度の補助金から適用する

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月5日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月26日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。